

住宅応急修理における不適切施工に係る 請負代金の返還について

本市において、令和7年8月に発生した豪雨災害の支援事業である住宅応急修理制度について、不適切な施工による請負代金の返還が発生しましたので別紙のとおり公表します。

詳細は別紙のとおり

問合せ 建設部 営繕課 担当:井本・五十嵐
TEL 0965-33-4401

3. 経緯

- 1月16日 不適切施工の疑い発生。
- 1月19日 修理業者に聞取り確認。施工物件全てについて報告するよう指示。
- 1月30日 修理業者から報告書提出。
- 2月中旬 市職員による被災者宅訪問、状況説明。
- 3月下旬 工事やり直し完了。返還額確定。
- 4月10日 返還完了。

4. 不適切施工件数及び返還額

- ・申請件数：513件（令和8年3月31日現在）
 - うち不適切施工14件、施工者1社
 - うち請負代金返還13件※
- ※：1件は限度額の範囲内で他部位の修繕に振替えたため返還金0円となる。
- ・返還額：4,191,949円

5. 処分について

- ・八代市小規模工事等契約希望者登録の取消し

6. 再発防止等について

- ・施工者へ再発防止策報告書の提出を指示、その内容について確認した。
- ・平時または災害発生時に実施される応急修理制度説明会において、今回の件を踏まえた説明を行う。
- ・申請時及び完了報告提出時における職員チェック体制の強化及び様式変更を行う。
- ・今後も市では同様の事案が発生しないよう適正に取り組んでいく。